

平成30年第2回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 平成30年 6月26日 午後 1：30

○閉 会 午後 2：45

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌次郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民福祉部長 伊 藤 巧	福祉事務所長 鑑 孝 子
産業建設部長 児 玉 正 生	水道局長 藤 原 久 基
教 育 部 長 菅 原 剛	総 務 課 長 米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 貢
産 業 課 長 櫻 庭 春 樹	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
----------------	-----------------



平成30年第2回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成30年 6月26日（4日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第44号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 議案第45号 潟上市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第46号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第51号 平成30年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 5 議案第52号 平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 6 議案第53号 平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 7 議案第54号 平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 8 議案第55号 平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 9 議案第56号 平成30年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第10 陳情第 2号 上町自治会館敷地内の舗装についての陳情書
- 日程第11 陳情第 3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第12 陳情第 4号 陳情書「食物アレルギーのある子供にも学校給食を食べさせよう！」
- 日程第13 陳情第 5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 日程第14 陳情第 6号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

- 日程第 1 5 陳情第 7 号 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡  
充を求める陳情書
- 日程第 1 6 議案第 5 7 号 平成 3 0 年度潟上市一般会計補正予算（第 2 号）（案）に  
ついて
- 日程第 1 7 議員派遣の件について

午後 1時30分 開会

○議長（西村 武） 皆さんこんにちは。傍聴者の皆さん、ご苦勞様です。

ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、本日26日付けで、議案第57号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）についてが追加提出されております。

議会運営委員会において当局より提案理由の説明を受けた結果、陳情第7号までの採決後に日程第16として本日の会議で取り扱うことと致しましたので、ご報告致します。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 本定例会に追加提案しました補正予算案の概要について申し上げます。

今議会の行政報告等でも申し上げましたとおり、5月18日の記録的大雨による被害状況及び被害額については、現在鋭意調査を進めているところであります。今般、農林漁業関連の一部について調査がとりまとまりましたので、早急な復旧に向け対応するための補正予算案を上程するものであります。

なお、被害状況等の全体がまとまりましたら、今後改めてご報告させていただきます。補正予算の詳細については、この後、総務部長から説明させますので、宜しくご審議いただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

次に、先般クリーンセンター内で発生しました事故について、そして湖東ガス株式会社の都市ガスからLPガスへの切り替えについてご報告申し上げます。

はじめに、去る6月19日にクリーンセンター内で発生しました事故についてご報告致します。

事故の概要を申し上げます。

6月19日火曜日午前10時15分頃、クリーンセンターの空き瓶集積所において、市と委託契約を結んでいるごみ収集運搬業者による作業中に事故が発生したものであります。けがをされた方に対し、衷心よりお見舞いを申し上げます。

この事故を受けまして、翌20日水曜日午後、ごみ収集運搬業者と安全対策会議を開催し、作業中の安全確認のさらなる徹底についてお願いしたところでございます。今後このような事故が起きないように、安全管理に十分留意してまいります。

続きまして、湖東ガス株式会社の都市ガスからL P ガスへの切り替えについてご報告致します。

湖東ガス株式会社は、都市ガスの原料を採掘している黒川鉦山の地下構造の変動により、ガス算出量の減少及びガス供給機器等の経年劣化による損傷のためガスの安定供給ができない状況にあり、このたびの6月補正予算に、昭和地域農業総合管理施設ブルーメッセのボイラーの設備について、天然ガスからL P ガスへの切替工事費を計上させていただいているところであります。これに伴い、湖東ガス株式会社では、都市ガス供給区域の約600戸の顧客について都市ガスの供給にも不安が見込まれることから、埼玉県に本社を置く会社の支援を受け、都市ガスからL P ガスへの切り替えに伴う調査等を行っており、本年9月30日までにL P ガスに切り替える予定であるとの説明がありました。

市の公共施設で湖東ガス株式会社から都市ガスの供給を受けている施設は、現在8施設あり、その中には教育施設も含まれていることから、その運営に支障を来すことのないよう、できるだけ早い時期にL P ガスへの切替工事をすべきであると考えております。現在、工事費の見積もり作業等を行っておりますが、金額が固まり次第、臨時会を開催しご審議いただく予定でありますので、宜しくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

【日程第1、議案第44号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について から日程第15、陳情第7号 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める陳情書】

○議長（西村 武） 日程第1、議案第44号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第15、陳情第7号、地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める陳情書までを一括議題と致します。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例（案）及び陳情については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。平成30年度各会計補正予算（案）については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番佐藤総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 平成30年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成30年6月18日
2. 出席委員 瓜生望、鈴木斌次郎、堀井克見、西村武、鏡仁志、佐藤義久
3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長
4. 書記には、総務部 税務課 菅原智さんをお願いしてございます。
5. 審査の経過と結果について。

議案第44号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、生産性向上特別措置法の制定に伴い、固定資産税の課税標準の特例措置を講じるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第45号、潟上市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行等に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第46号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、教育職員免許法に規定する免許状を有する者と5年以上放課後児童健全育成事業に従事する者という両方の要件を満たす必要があるかとの質問があり、当局からは、いずれか一つの要件があれば放課後児童支援員の研修を受講する基礎要件になるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号、上町自治会館敷地内の舗装についての陳情書。

本陳情は、舗装面積や排水計画などの内容を精査して慎重に判断すべきとの意見があり、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

本陳情は、地方の教職員数確保と教育関係の財源確保は教育の充実につながるとの観点から、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第4号、陳情書「食物アレルギーのある子供にも学校給食を食べさせよう！」。

本陳情は、栄養士補充などの財政負担も必要になることから慎重に判断すべきとの意見があり、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情。

本陳情は、地方自治体が新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスを提供していくために地方財政の確立を図らなければならないことは理解できることから、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第44号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、潟上市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号、上町自治会館敷地内の舗装についての陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番(藤原典男) 陳情書を見ますと、文書だけで図面とかどっからどこまでというふうなものがなかったように思いますけれども、これは実際に現地を見てこういうふう判断したのか、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長(西村 武) 10番佐藤義久委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤義久) 現地は特に視察しておりませんが、こういった意見がございました。舗装面積はどの程度かよくわかりませんでしたので、排水はどうするのか、この点も今議員からご質疑あったようによくわからないので、現地調査等々も含めて資料も揃えてこの後審議すべきでないかということになりましたので、ご報告したとおりです。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

次に、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、陳情第4号、陳情書「食物アレルギーのある子供にも学校給食を食べさせよう！」について質疑を行います。質疑ありませんか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 午前中もちょっと伺ったんですけれども、ここで賛成多数という形で掲載されておりますけれども、その他の意見としてどういう意見が上ったのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 10番佐藤委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 議事録を見ますと、ある委員の方ですが、学校給食を食べさせるなという陳情ではないのかという判断もありまして、食べさせようというのを、食べさせるなというような陳情ではないのかという意見がありました。また、すべての小学校で学校給食とは別にアレルギー対応食をつくり、食物アレルギーのある子どもにその対応食を提供していただきたいという内容ではないのかというような、アレルギーが委員の中であまりこう周知してなかった点もあったかと思いますが、もう少し慎重に審査すべきだということで継続になりました。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） すみません、この親御さんは1日も早く給食を食べさせたくての陳情だと私は伺っておりましたが、どこの文面をとって食べさせるなという判断をしたのか、その文章をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 10番佐藤委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 先ほど申し上げたように委員の勘違いの質問であったかと思いますが、議事録をそのまま読みましたので、というような状況でありました。で、栄養士など市の財政負担を考えた場合、不採択というような考え方もありましたし、継続して慎重に審査すべきだという結果になったところです。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） じゃあ、これは委員の方が勘違いして、食べさせるなというふうを受け取ったという形なんですね。それで、この親御さんは入学前からこのことについて1日も早く給食を食べさせたいということで動いてるというのを、私もある程度お聞きしておりました。私は親御さんのことを考えれば1日も早く採択とすべきだと思うんですけども、その辺についてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 10番佐藤委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） よく委員会の方のご意見を聞いてみますと、2人の対応、午前中に2人の対応をして十分補えるということでありましたので、陳情は陳情で継続、委員会の午前中の審査では採択されておるはずですので、ご理解いただきたいと思います。予算は通ってます。

○議長（西村 武） 3回したんだよな。まあどうぞ、もう一回で納得するようだったら

どうぞ。

○3番（菅原理恵子） 午前中の採択というのは、天王小学校じゃなく出戸小学校とどちらでしたっけか、追分小学校でしたよね。天王小学校に配置という形での採択だったら私も十分理解できます。その辺ちょっと履き違えてるんじゃないでしょうか。

○議長（西村 武） 10番佐藤委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 何か私も話が下手で十分ご理解いただけないかもしれませんが、内容では追分地区が非常にアレルギーの子どもが多いということで、追分と出戸に配置すれば十分に9校でしたか補えるという説明がありましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

次に、陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。15番小林社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（小林 悟） それでは、社会厚生常任委員会の審査の報告を致します。

平成30年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成30年6月18日

2. 出席委員 鈴木壮二、中川光博、澤井昭二郎、大谷貞廣、菅原理恵子、小林悟、全員であります。

3. 書 記 市民福祉部 社会福祉課 三浦隆之さんをお願いしております。

4. 審査の経過と結果

陳情第6号、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書。

本陳情は、臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が重要であるため、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第7号、地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める陳情書。

本陳情は、深刻な消費者被害・トラブルが拡大しているにもかかわらず、地方消費者行政予算・消費生活相談体制の状況は決して十分ではないため、財政支援は必要であることから、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、陳情第6号、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 臓器移植については、人間の尊厳にかかわることであり、本人や家族に対して強制的なものではあってはならない、そういうふうに考えます。それで、日本では運転免許証の裏に臓器を提供してもいいのかどうなのかという意思表示をする欄がありまして、世間一般的にはこういうふうな考え方が広く普及しているのではない

かというふうに私は思います。それで、社会厚生常任委員会では賛成多数というふうなことなんですけれども、慎重なる対応が必要であるというふうな意見もあったと思いますが、その内容についてどのような意見が出たのか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 15番小林委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 12番藤原議員にお答えします。

この問題は大変慎重なというか問題でありまして、確かに臓器移植、これも求める方も、患者さんも多数おることも十分わかります。しかしながら、やはり家族とかそういう関係者の皆さんの心情についても大変これはおもんばからなければならないと思いますし、このことを諮れば、大変何ていうかな、厳しい問題でもありますし、これを安易に臓器売買につながると大変困る問題でもあります。そういうことから、やはり慎重に継続をした方がいいのではないかという意見が多数、まあ多数というかあったことを申し添えます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第7号、地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番鈴木予算特別委員長。

**【予算特別委員長の報告】**

○予算特別委員長（鈴木壮二） それでは、平成30年第2回定例会予算特別委員会の審査報告を致します。

平成30年第2回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成30年6月18日、26日

2. 出席委員 菅原理恵子、瓜生望、鈴木斌次郎、佐藤敏雄、鑑仁志、中川光博、澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、藤原典男、堀井克見、菅原秀雄、小林悟、大谷貞廣、児玉春雄、西村武、戸田俊樹、鈴木壮二、全員でございます。

3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長でございます。

4. 書記に、議会事務局 石川保則さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について。

予算特別委員会に付託されました、議案第51号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてから議案第56号、平成30年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまでを、先般6月18日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、防災・健康拠点施設指定管理料9カ月分の積算根拠について。

第2点として、指導士、インストラクター、保健師それぞれ1名ということだが、十分に足りるのか。また、人員の配置は今後どのように考えているのか。

第3点として、魅力ある学校づくり調査研究事業の内容と、その事業は中学校、小学校全部で行われているのかについて。

第4点として、災害復旧費の補正は今回の大雨対策の補正か、それとも別の災害の補正か。この後、被害を調査しながら改めて大雨の災害復旧費をみるのかについて。

第5点として、6月補正における人件費の変化と、今後の予算における人件費の割合の見解について。また、条例上の人員内におさまっていることはわかるが、今後の動向について。

第6点として、自主防災組織育成事業補助金はどこの地区に補助されるのか。また、今現在いくつの自主防災組織があり、この後どのように推移していくのかについて。

第7点として、昭和地域農業総合管理施設改修工事の内容についてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。分科会ではすべての審査を終了致しましたので、本日26日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第51号から議案第56号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第51号から議案第56号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決します。

はじめに、議案第51号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、平成30年度潟上市水道事業会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第16、議案第57号 平成30年度潟上市一般会計補正予算(第2号)(案)について】

○議長(西村 武) 日程第16、議案第57号、平成30年度潟上市一般会計補正予算(第2号)(案)についてを議題とします。

議案第57号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、第2回潟上市議会定例会追加提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第57号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成30年6月26日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第57号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ965万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億7,495万2,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

補正予算の内容は、5月18日の記録的な大雨による復旧工事を実施するものでございます。

歳入予算について申し上げます。

18款1項1目繰越金は965万2,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

続いて、歳出予算について申し上げます。

11款1項1目災害復旧費は965万2,000円の追加で、災害復旧工事でございます。農地が11カ所、林道1カ所、潟上漁港航路浚渫が1カ所の計13カ所について復旧工事を実施するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 追加提案でこのように予算計上されまして、災害復旧費ということで即時対応するということが結構だと思います。歳入の部分では繰越金だということで、繰越額がどの程度あるのか。もう一度説明をいただきたいということと、13カ所の補修工事ということですが、その13カ所の図面全部とは言いませんが、市の全体の中でどの部分どの部分どの部分というふうな図面を出していただければ、私どもも議員として日々ですね地域外の部分についてはよくわからない面もありますので、この機会に提出していただければありがたいなと思いますので宜しくお願いします。

以上です。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 2番戸田議員の1つ目の繰越金の残額についてお知らせします。

残額につきましては、2億1,686万2,000円であります。

以上です。

（「2億」の声あり）

○総務部長（菅原靖仁） 2億。よろしいですか。

あと、今回の補正予算に計上する箇所ではありますが、農地が11カ所、これが昭和豊川上虻川と、字名が、まず豊川上虻川字越安、それから田尻、大工沢、小泉、嶋の越、新屋敷、新所、山岸の8カ所でありまして、あと残りの3カ所が金山地区ということになります。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 13カ所言ったと思いますけども、農地の11カ所、金山地区が3カ所だと14になるわけですけども、これは・・・。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 2番戸田俊樹議員の再質問にお答えします。

農地が11カ所で、豊川上虻川地区が8カ所、あと金山地区が3カ所で、あとそれで11カ所になります。あとは、もう1カ所が船越水道の浚渫工事が1カ所と、もう1カ所が林道の大沢地区が1カ所の計13カ所であります。

以上です。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） なぜかっていうとね、潟上市には災害対策特別班というのが総務部にあると思いますけども、特別その上席になるのは副市長か総務部長だと思いますけども、その総務の段階で災害対策をして、市長が最終的にはいろんな県や国や省庁の状況によって対策を講じるとは思いますけども、明日以降また大雨になる状況にあるわけです。そうすると、もう前回の150ミリを超える雨が降るといふふうな予想がもう出ておりますので、こういう場合にまたこういう場所が同じような被害と申しますか、なる可能性あるわけですから、その現状を私どもは認識しておらなければいけないと思うわけで、自主防災組織もある、消防団もあるといいながらも、その辺の対応については、後手とは言いませんけども、被害が出てから初めてこういうふうな予算計上するわけですけど

も、これはやむを得ません。そんなところをもう少し前向きに考慮していただければありがたいし、我々も全員、職員はじめ議員もこの災害の発生した、被害が発生した場所については認知しておかなければいけないということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 災害復旧ということで、まさに予期しない災害でありました。今回のこの追加提案見てみますと、965万2,000円と、農地とそれから浚渫工事合わせて。まあ1,000万になんなんとしているわけですが、先ほどもちょっと触れてありましたけれども、今回の財源措置、いわゆる繰越金というものを崩して、いわゆる一般財源の持ち出しという形の対応になっていますが、私の認識では、やはりこの浚渫工事というのは江川漁港といいながらも船越水道の関連は否めないと思います。併せて、県管理の残存湖、そして船越の水道、水門ですか、これを開いたことによって砂が流れた。で、そういう一連の因果関係等々をつぶさに検証・分析して見ますと、いずれにして上位の県、あるいは国からの今回の災害の対応の措置費というのは何らかの形で来るのか来ないのかもわかりませんが、やはり今も話ありました、忘れた頃じゃない、しょっちゅう来ますからね、こういうものの財源というものを、虎の子の繰越金を取り崩して、そして一般財源に充てて、あるうちはいいわけですが、尽きてきますよ。で、なければ別の方に回せますから、住民サービスね。ですからそれらを包含して考えますと、これはどういうふうな形でこういうふうな財源手当をしていったのかという、今後の対応の一つの何といいますか、前例になるんじゃないかなというふうに思いますので、私の記憶によればですよ、浚渫工事はかつて何千万単位でやりましたよ。江川に関するところ。それは、あるチャンネルで県の方と強烈に交渉して県が措置したと、県費でもってやったと、こういう経緯もありますから、まさに災害だとするならばですよ、そういうふうなことも含めて財源の有利な財源の確保というものに意を用いるべきではないかなというふうなことをと思いますが、その点についてどうなのか、まず1点ね、3回あるからまとめていく、それがまず1点。

それから、なぜ浚渫工事を行わなきゃならない状況に至ったのか。先ほどもちょっと触れました。水門の開閉の判断、誰がやったのか。少なくともそこらがやはり問題に起因する根拠になりますから、そこらやはり分析しながら物事を対処していかないといけないと思います。ですから、なぜ浚渫工事という事業が事案が発生したのか、その理由

をひとつ明確にさせていただきたい。これが2つ目。

それから、3つ目ですけれどもね、まあこれ500万弱ですけれども、どの程度の工事内容で場所はどこなのか。船越水道だって相当広いし、それから船越水道から江川漁協に至るまでの距離だって相当ありますよ。前は何千万でした。それは浚渫の土砂の量によって当然積算されればこういう金額弾き出されてくると思いますが、その工事の内容等はどういうふうになってるのか。

まずこの3点についてお答えを求めます。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 13番堀井議員のご質問にお答えします。

はじめに、浚渫にかかわる財源の件であります。ご存じのとおり船越水道は県管理の河川でありまして、本来であれば県の方で掘っていただくのが本当だと思いますけれども、ただ県の方では、船越水道につきましては、放流の基準を満たして掘削、浚渫の必要はないというようなことが前にご回答いただいております。そのために航路を掘るとすれば市で掘るしかないわけでありまして、今回の被災につきましては、確かに防潮水門を開けたことにより被災したと私どもは思っております。今まで特段航路を航行して支障がなかったものが急にそうなったわけですので、それ以外には考えられないのかなと思っております。

それから、水門の開閉につきましてはありますけれども、この水門の開閉につきましては、八郎潟にある干拓事務所といいますか、そちらの方でご判断、水位に応じて判断して放流されるものと思っております。

それから、浚渫の範囲と工事量でありますけれども、浚渫の範囲につきましては、船越水道から枝分かれする馬場目川水系の河川があるわけですが、そちらのちょうど交差する部分、そちらを約1,600㎡、土量に致しまして800㎡ほどの浚渫を見込んでおります。

私の方からは以上です。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 財源のいきさつについて、それから浚渫を必要とする場所、そして内容について、その因果関係、この3点ね今部長からお答えいただきました。で、今の答弁の冒頭に触れられておったんですが、県の管理の船越水道だということを部長の方からも話いただきました。やはり災害といえども、当然、残存湖もそうですよね、

県の。それに因果関係が発生したということはほぼ認めたわけですよ、答弁の中で。だとすれば、やはりこれが発生したら県も、今回6月県議会もう始まっていますが、大なたで対応するんだということを佐竹知事が言ってますよ。で、こういうものほどですね、まあハードな交渉になるでしょうが、やはり潟上市をあげて市長を先頭にして、この事態だと、何とかひとつ財源措置をお願いしたいと。以前も申し上げたとおり、あるチャンネルでちゃんと県の予算でやっていますから、そういう前例もありますし、まあ潟上市を代弁する方だっておるわけですから、そこらときちっとやはり連携しながらこれ交渉すべきでしたよ。まず交渉しましたかということの一つ。で、交渉したのかしないのか。交渉したとすればどういう内容で交渉が終わったのか。ある金使うならいつでもできますよ。虎の子ですよ、繰越金というのは。この厳しい中で。ですから、その留保財源はいくらあっても困らない。こういうときほど災害に格好つけてってば悪いですが、災害がある故にやはり財源、いわゆる予算規模の多い県、あるいはまた国の方に、今暫定的にね、うちの方、潟上市が対応しておって、いずれにして特交だとか何らかの形で来ると、少なくともそのやはり道筋をつけておくぐらいのやはり姿勢があっても私はいんじゃないかなというふうに思いますよ。

先ほども話しありましたけれども、これ雨降るたびに水門開けなきゃその周辺水浸しになるわけだから、開けざるを得ないんですよ、言ってみればね。ですからそこら辺、今までの経緯も含めて、その江川漁港の漁業振興というね、潟上のやはり金城湯池ですから漁協のあそこは、そこらも含めていきますと、これは相当将来なり中期的な展望を見据えてこういうものに向き合っていかなきゃならない、私は大事なものだ。ただ、今回500万円弱云々ということじゃないですよ。すべての前例になるというふうな危機感というかね、そういう思いというものがきちっと当局ね、持っててこういうふうな予算の追加提案になると出てくるのか。併せて、これで今回の雨の災害対応すべて終わるのか。まだこれからちょろちょろ出てくるのか。そこら辺どうなのかも併せてお答え願います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） 堀井議員のご質問にお答え致します。

まず1点目ですけども、今回まず500万円近くの金をかけて浚渫ということでございますが、これ今現状がもうかなりスピードを落とさないと船が通れないような状況にあるということがまず1点あります。で、今回は、まず何とか確保したいということで

500万円。確かに金額が少ないというお話ありましたけども、その本格的なものにつきましては、来年度、補助をもらいながらやるということでございます。それと、財源的に繰越金使っているのかというようなお話でございますが、今後我々としましては、当然のことながら災害による被害額について、県に対しても補償できるものはないのか交渉してまいりたいというふうに思います。いろんなこうルートありますので、それを使いながら交渉していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

もう1点、すいません。今後ですけども、先ほど市長からありましたけども、今までこれに出てきた分について今日追加補正でお願いしましたので、この後出てきたものにつきましては、また9月議会等でお願いすることになりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 少し踏み込んだ答弁いただいてありがとうございました。まず冒頭に、私この予算少ないなって一言も言ってません、副市長。少ないと言ってませんよ。500万弱だという、まあ今回は少ないんですが、これがこれからの潟上の予算措置の前例になりますよと。少ないが故に県と交渉しやすいという逆に捉え方ですよ、私は。今副市長の方からはからずもありましたけれども、この先、もっとしっかり精査をしたときに浚渫量が増えてくれば増えてくるほど予算が出てくる。やっておきますと、これね前例になって、あなた方の方でやりなさいよと、こう言われたときにやはり返す刀がないということになりかねないので、私はやはりこのスタート、まず初期、いわゆるまさに災害と同じで初動が私は大事だということを言いたいんですよ。ですから、まあ緊急避難的で今回は急ぎの要件だということの今説明、それも理解できますが、私は今からでも遅くないと思う。今からでも遅くないと思う。昨年が県議会やってるわけですから。災害対策の一般質問ぼんぼん出てきてるでしょう。ですから、これはすべてのチャンネルを使って、まあ市長が、副市長が足運んでって行ってね、潟上の議会ではこれだけのやはり喧々諤々の議論あったと、是非ひとつ県の管轄の水路含めて漁業振興のために対応してほしいと。金城湯池ですよ、これはあくまでも。これは潟上の金城湯池ということは県の金城湯池でもありますから、それが地域振興になって秋田県が活力というふうなことで、まあきちっと理論武装して、どうぞひとつ県と交渉して、あのものが後日出てきたと、次補正するときは、おかげさまで全体を包含して県なり国からいただいたと言えるような体制、そして今後はそういうふうなスタンスで臨んでいくことを心から

願っております。

質問終わります。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今13番の方の質問ともだぶりますけれども、県議会では今災害復旧ということで170億円ほど、潟上市の予算を上回るような予算を考えてこれからやろうとしてるんですけれども、今回起きた潟上市の災害については、県が今やろうとしてることとはまた異質の復旧の事業なのか、かみ合うような事業なのか、それともどうなのかという、外れるのか、そこら辺ちょっと伺いたいと思います。

それから、市町村によっては小規模災害対策事業支援金というふうな、まあはっきり言えば田んぼに流木とか砂がいっぱいかった際にその支援金の制度があるんですけれども、全県的にはこういうふうな制度も使えるんじゃないかっていうね、制度の利用というふうなことについて、検討されましたでしょうか。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 12番藤原議員のご質問にお答え致します。

今回計上した災害につきましては、災害事業の法律にありますけれども、そちらの方を準用したような形で計上したものでございます。

それから、小規模の資金のことを申されましたけれども、それにつきましては、今回計上した予算にはそれを充当しないような形のものでございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 単純に聞きますけれども、もう1回。今県が復旧しようとしている事業について、潟上市がやろうとしているこの復旧の工事というのは、まるっきり異質のものなのか、それとも関係してこれ予算要求すれば通るものなのか、そこあたりの判断はどうかというふうなことと、あとは小規模災害の支援の事業なんですけれども、これがいろんな制度がありまして、そこら辺のこの県の制度を精査したのか、検討したのか、あるのかというふうなところをこう見たのか、そこら辺も聞いてるんですけれども、どうでしょう。

○議長（西村 武） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 12番藤原議員の再質問にお答えします。

県の方の行う制度的なものに関連があるのかというご質問ですけれども、そちらに関しては、今回の予算に関しては関連性がないということです。

それから、小規模の関係でありますけども、うちの方で把握している災害に関しましては、藤原議員が申し述べてるような物件については今のところは掌握はしておりませんので、ご理解のほどを宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 小規模の災害支援の事業なんですけども、把握してないというふうなことですか。いや、これやはりね、いろんな支援の制度があると思いますので、それをやはり最初は探っていくというふうなことが大事だと思うんですけども、それは何もこう検討しなかったっていうことですか。探らなかったっていうことなのですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） 藤原議員のご質問にお答え致します。

今先ほど担当部長から把握してないというお話ありましたけども、今おっしゃってる小規模の融資ですか、そのこのところにつきましては、検討した上で金額が低いものからそれを使うまでもないということで処理しているものでございますので、ご理解ください。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

#### 【日程第17、議員派遣について】

○議長（西村 武） 日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件につきましては、すべて議了致しました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 今日をもちまして6月議会最終日でございますが、今日も追加提案したのについて様々なご意見を賜りました。私自身先頭に立って関係する機関とも十分に協議した上で、ただし、行政の中では役割分担があって、国が出すべきお金、県が出すべきお金、そして市町村が負担すべきお金、それぞれあります。我々はそれが今までどういう経緯で市に流れていたかということもきちんと見た上で、行政的にきちんと適正であるもののお金を我々が獲得した上で、市民が平和で安全な市民生活が送れるように努めてまいりたいと思っております。

今、梅雨の真っ盛り、そしてこれから夏を迎えて、今日も暑うございます。議員各位におかれましては、健康管理十分お気をつけいただき、また、臨時会、9月議会でご審議賜るようお願い申し上げます。また引き続き、市政に対しましてご指導、ご鞭撻賜りますことを重ねてお願い申し上げます、私の閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもちまして平成30年第2回潟上市議会定例会を閉会します。どうもご苦勞様でございました。

---

午後 2時45分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 中 川 光 博

〃 署名議員 澤 井 昭二郎